

令和6年第4回杉戸町国民健康保険運営協議会次第

日時 令和6年11月7日(木)

午後1時30分～

会場 杉戸町役場

第二庁舎2階第1・第2会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 町長あいさつ

4 議事

議題第1号

杉戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について

議題第2号

杉戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について

議題第3号

杉戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)について

5 その他

- (1) 委員の皆さまからいただいた御意見について(特定健診の受診率を向上させるアイデア及び「特定健診受診方法のご案内」に対するご意見)

6 閉会

令和6年 第4回

杉戸町国民健康保険運営協議会資料

議題第1号

杉戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について

令和6年11月7日提出

杉戸町長 窪 田 裕 之

杉戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)

杉戸町国民健康保険税条例（昭和34年杉戸町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.6」を「100分の6.7」に改める。

第5条中「30,000円」を「34,000円」に改める。

第6条中「100分の2.6」を「100分の2.7」に改める。

第7条中「10,000円」を「12,000円」に改める。

第8条中「100分の2.7」を「100分の2.4」に改める。

第9条中「12,000円」を「14,000円」に改める。

第12条に次の3項を加える。

2 前項の規定において、納期の末日が土曜日、日曜日又は休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その直後の休日等でない日を納期限とする。

3 次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

4 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

第20条第1項中「第12条」の次に「第1項」を加え、「同条」を「同項」に改める。

第23条第1項第1号ア中「21,000円」を「23,800円」に改め、同号イ中「7,000円」を「8,400円」に改め、同号ウ中「8,400円」を「9,800円」に改め、同項第2号ア中「15,000円」を「17,000円」に改め、同号イ中「5,000円」を「6,000円」に改め、同号ウ中「6,000円」を「7,000円」に改め、同項第3号ア中「6,000円」を「6,800円」に改め、同号イ中「2,000円」を「2,400円」に改め、同号ウ中「2,400円」を「2,800円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,500円」を「5,100円」に改め、同号イ中「7,500円」を「8,500円」に改め、同号ウ中「12,000円」を「13,600円」に改め、同号エ中「15,000円」を「17,000円」に改め、同項第2号ア中「1,500円」を「1,800円」に改め、同号イ中「2,500円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「4,000円」を「4,

８００円」に改め、同号エ中「５，０００円」を「６，０００円」に改める。

第２６条第１項中第５項を削り、第６号を第５号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第３条、第５条、第６条、第７条、第８条、第９条、第１２条第４項、第２３条及び第２６条の改定規定は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第３条、第５条、第６条、第７条、第８条、第９条、第２３条、第２６条の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

杉戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案) 新旧対照表

改正案	現行
第1条・第2条 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.7</u>を乗じて算定する。 2 (略) 第4条 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>34,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.7</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>12,000</u>	第1条・第2条 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.6</u>を乗じて算定する。 2 (略) 第4条 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>30,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.6</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>10,000</u>

円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.4を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について14,000円とする。

第10条・第11条 (略)

(納期)

第12条 (略)

2 前項の規定において、納期の末日が土曜日、日曜日又は休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その直後の休日等でない日を納期限とする。

3 次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

4 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

第13条～第19条 (略)

(普通徴収税額への繰入)

第20条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当

円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.7を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,000円とする。

第10条・第11条 (略)

(納期)

第12条 (略)

(追加)

(追加)

(追加)

第13条～第19条 (略)

(普通徴収税額への繰入)

第20条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当

する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第12条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 (略)

第21条及び第22条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者

する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第12条____の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 (略)

第21条及び第22条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者

(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法

(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき 23,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法

(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき 21,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき 8,400円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額

介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき 9,800円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき 17,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき 6,000円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき 7,000円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額

介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき 8,400円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき 15,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき 5,000円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額

介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人につき 7,000円

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき 6,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき 2,400円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき 2,800円

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における

介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人につき 6,000円

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき 6,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき 2,000円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき 2,400円

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における

当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5, 100円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8, 500円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 13, 600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 17, 000円

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1, 800円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3, 000円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4, 800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6, 000円

当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4, 500円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7, 500円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12, 000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15, 000円

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1, 500円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2, 500円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4, 000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5, 000円

3 (略)

第23条の2～第25条 (略)

(税の減免)

第26条 町長は次の各号のいずれかに該当する者のうち、町長において必要があると認めるものに対し国民健康保険税を減免する。

(1)～(4) (略)

(削る)

(5) (略)

2・3 (略)

第27条・第28条 (略)

附 則

1～14 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
ただし、第3条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第12条第4項、第23条及び第26条の改定規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第23条及び第26条の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例による。

3 (略)

第23条の2～第25条 (略)

(税の減免)

第26条 町長は次の各号のいずれかに該当する者のうち、町長において必要があると認めるものに対し国民健康保険税を減免する。

(1)～(4) (略)

(5) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者が3人以上いる世帯の納税義務者

(6) (略)

2・3 (略)

第27条・第28条 (略)

附 則

1～14 (略)

杉戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案) 概要

1 改正理由

- (1) 国民健康保険事業の安定的な運営のため、税率・税額の見直しを行うものです。
- (2) 国民健康保険税の納付しやすい環境整備のため、納期ごとの分割金額を1,000円単位から100円単位へ変更するものです。
- (3) 決算補填等目的の一般会計繰入金の解消のため、18歳以下の被保険者が3人以上いる世帯に対する減免条項を削るものです。

2 改正内容

- (1) 税率・税額の見直し【第3条第1項、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条及び第23条第1項の改正】

・所得割額及び被保険者均等割額を、次の表のとおり引き上げます。

区分		現行	改正後	増減
基礎課税額 (医療保険分)	所得割	6.6%	6.7%	+0.1ポイント
	均等割 (一人当たり)	30,000円	34,000円	+4,000円
後期高齢者 支援金等 課税額	所得割	2.6%	2.7%	+0.1ポイント
	均等割 (一人当たり)	10,000円	12,000円	+2,000円
介護納付金 課税額	所得割	2.7%	2.4%	△0.3ポイント
	均等割 (一人当たり)	12,000円	14,000円	+2,000円

※税率の改正に伴い、国民健康保険税の減額（7・5・2割軽減、未就学児軽減）の規定も改正されます。

(2) 国民健康保険税の納付しやすい環境整備等【第12条の改正】

- ・納期ごとの分割金額を1,000円単位から100円単位へ変更します。

例

	現行	改正後	増減
年 額	12,000円	12,000円	0円
第1期	5,000円	1,500円	△3,500円
第2期	1,000円	1,500円	+500円
第3期	1,000円	1,500円	+500円
第4期	1,000円	1,500円	+500円
第5期	1,000円	1,500円	+500円
第6期	1,000円	1,500円	+500円
第7期	1,000円	1,500円	+500円
第8期	1,000円	1,500円	+500円

・文言整理

- ①納期の末日が土曜日、日曜日又は休日の場合の納期限を明記します。
- ②第13条により賦課した場合の納期限を明記します。

(3) 多子世帯減免制度の終了【第26条の改正】

- ・18歳以下の被保険者が3人以上いる世帯に対する減免制度は、令和7年3月31日をもって終了します。

ただし、令和7年3月31日以降、資格を遡って取得したことにより賦課された令和6年度分までの国民健康保険税については、納税通知書に定めた納期限までに申請書を提出することで減免を受けることができます。

3 施行期日

公布の日から施行します。

ただし、第3条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第12条第4項、第23条及び第26条の改正規定は、令和7年4月1日から施行します。

4 経過措置

改正後の第3条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第23条及び第26条の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用します。(令和6年度分までの国民健康保険税については、従前の税率等を適用します。)

議題第2号

杉戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について

令和6年11月7日提出

杉戸町長 窪 田 裕 之

杉戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉戸町国民健康保険条例（昭和34年杉戸町条例第12号の2）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「注4」を「注6」に、「注9」を「注11」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

杉戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案) 新旧対照表

改正案	現行
第1条～第4条 (略) (一部負担金) 第5条 (略) 2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において当該往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注6又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注11の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額をこえる部分については、前項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。 第6条～第16条 (略) 附 則 この条例は、公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用する。	第1条～第4条 (略) (一部負担金) 第5条 (略) 2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において当該往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注9の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額をこえる部分については、前項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。 第6条～第16条 (略)

杉戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案) 概要

1 改正理由

診療報酬の算定方法の改正に伴い、引用する条項ずれを改めるため、杉戸町国民健康保険条例を改正するもの。

2 改正内容

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第57号）により引用元が繰り下げとなり、条文にずれが生じたため、改正を行う。

・別表第一 医科診療報酬点数表、第2章 特掲診療料、第2部 在宅医療、第1節 在宅患者診療・指導料、往診料の項に、注3、注4が新設され、改正前の注4が注6に移行された。

・別表第二 歯科診療報酬点数表、第2章 特掲診療料、第2部 在宅医療、歯科訪問診察料の項に、注4、注5が新設され、改正前の注9が注11に移行された。

3 施行期日及び経過措置（遡及適用）

この条例は、公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

議題第3号

令和6年度杉戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)について

令和6年11月7日提出

杉戸町長 窪 田 裕 之

令和6年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号) (案)

1. 歳入歳出補正予算

歳入

区分	予算現額 A (千円)	補正額(1号) B (千円)	補正額(2号) C (千円)	補正額(3号) D (千円)	補正後の予算額 A+B+C+D(千円)
1 国民健康保険税	745,209				745,209
2 県支出金	3,597,117	5,884		① △ 5,884	3,597,117
3 繰入金	434,208		① △ 71,214	② 379	363,373
4 繰越金	30,000		② 78,501		108,501
5 諸収入	4,570				4,570
6 国庫支出金	0			5,884	5,884
合 計	4,811,104	5,884	7,287	379	4,824,654

歳出

区分	予算現額 A (千円)	補正額(1号) B (千円)	補正額(2号) C (千円)	補正額(3号) D (千円)	補正後の予算額 A+B+C+D(千円)
1 総務費	24,569	5,884		③ 379	30,832
2 保険給付費	3,528,460				3,528,460
3 国民健康保険事業費 納付金	1,183,530		③ 2,934		1,186,464
4 保健事業費	64,291				64,291
5 基金積立金	1				1
6 公債費	1				1
7 諸支出金	5,252		④ 4,353		9,605
8 予備費	5,000				5,000
合 計	4,811,104	5,884	7,287	379	4,824,654

2. 歳入歳出補正予算額の主な理由

【歳入】

①国庫支出金(社会保障・税番号制度システム整備費等補助金)への財源更正

②一般会計繰入金(職員給与費等繰入金)追加分 +379千円

【歳出】

③コンビニエンスストア取扱手数料追加分 +379千円

その他

(1) 委員の皆さまからいただいた御意見について

特定健診の受診率を向上させるアイデア

◆会議で出していたいただいた御意見

意 見	対 応
定期的に春日部市の病院に行って健診を受けている。そういう人の結果も反映できるようにしてはいかかが。	診療情報提供事業(※)は、12月の終わりに1月にかけて町内医療機関の他、幸手市の東埼玉総合病院に通院している方に対して、特定健診の項目に当てはまる検査をしている場合は、町に検査情報を提供していただくよう個別に通知を出しています。通知対象者は、町内医療機関及び東埼玉総合病院に通院中の人ですが、県内の医療機関からの提供であれば結果を反映することができます。

◆後日提出いただいた御意見

何らかの病気で通院している方は定期的に血液検査をしているため、特定健診を受診する必要性を感じていない。そういう方も受ける必要があるのか。データを取るために協力をお願いするのか。	上記と同様
生活習慣病が原因で病気を引き起こすリスクが高い。生活習慣病に関するデータ等を受診券送付に同封する。	対象者に個別で送付しているのは、①受診券、②特定健診の案内(日時や医療機関、申込方法など)、③人間ドック・職場健診の結果提供の案内の3枚です。
特定健診の目的、メリットが自身の健康管理に役立つことを受診券送付時に強調する(健康だと思っても気づかない病気を早期発見できること)。	このほか、40歳~42歳には無料クーポンを同封しています。これ以上枚数を増やすと、分かりにくくなること、また同封物を1枚増やすと、委託料が増えるため(補助金の増額なし)難しいと思います。 広報紙に生活習慣病に関するデータ等の掲載を検討します。
受診しやすい環境に時間帯を増やす。	集団健診は午前中のみですが、その中でも早い時間帯(8:15)に集中する傾向があります(最終10:30~の回は0人のことも)。また、平日仕事の方のため土日も行っています。集団健診は1つの枠(15分、10枠)に11人入っていますが、入る人数が少ないと医療機関が赤字となるため受託していただけません。被保険者数と受診率、希望(予約の多い)の時間帯を考えると、今年度は11日間で午前のみ、というのが受託していただけるギリギリでした。被保険者数が減少しているため、令和7年度は10日間を考えています。
移動健診場所(公民館(地区))を活用する。	住民の方の自家用車と健診車(レントゲン・胃検診)2台が入れる駐車場、受付、待合室、健診室の確保が公民館では難しいと考えます。また、その地区の人だけで人数が集まるのか危惧されます。

その他

(1) 委員の皆さまからいただいた御意見について

「特定健診受診方法のご案内」について

◆後日提出していただいた御意見

意 見	対 応
受診者にポイントを付与して、地域の商店で使えるクーポンに交換できるようにする。	健診は1年に1回なので、国保単独では難しいと考えます。 すぎと健康マイスターのように、健康づくりに参加するとポイントがつく、という事業があれば、参加したいと思います。
用紙を色紙にしてはどうか。	色紙、もしくはカラー印刷を検討します（令和7年度カラーで検討）。
職場での健診や人間ドック結果の提出依頼。	職場健診の結果提出依頼は特定健診の受診案内に同封していますが、もっと目につくよう工夫します。人間ドックの結果提出はドック助成の必須としています。

※診療情報提供事業とは

通院中などの理由で特定健診を受けていない人に対し、本人の同意を得て病院から特定健診の検査項目に相当するデータを提供してもらうもの（医療機関へ手数料の支払いあり）。特定健診の受診率に含めることができる。

毎年1～2月の2か月間行っている。